

**25監査公表第16号**

地方自治法第199条第12項の規定により，平成25年9月6日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成25年12月12日

福岡市監査委員 富 永 計 久  
 同 笠 康 雄  
 同 齋 田 雅 夫  
 同 伯 川 志 郎

1 監査報告と措置の件数

25監査公表第5号（平成25年5月16日付 福岡市公報第6017号(別冊) 公表) 分  
 ・ ・ ・ 19件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

25 監査公表第5号（平成25年5月16日付 福岡市公報第6017号(別冊) 公表) 分  
 (事務監査)

1 局別監査

(1) 保健福祉局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>委託料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料等の支出については，履行確認後，債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また，債権者から請求が行われない場合は，債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら，委託料等の支出において次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後，支出については，速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(ア) 平成24年度「福岡市就労意欲喚起等支援事業業務委託(4月分)」外1件において，検査終了から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p style="text-align: right;">(保護課)</p>	<p>委託料の履行確認後は，支払いに必要な書類を速やかに提出するよう債権者に指導し，適正な時期に支払い処理を行うよう，課内会議で所属職員に周知徹底を図った。</p>

<p>(イ) 平成24年度「集団がん検診委託(6月分)」外6件の委託料や平成24年度の物品購入契約(2件)の契約代金の支出において、検査終了から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p>(保健予防課)</p>	<p>委託料や契約代金の支出については、履行確認後、債権者に対し請求書の速やかな提出を指導するよう所属職員に研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>(ウ) 平成23年度「『博多港引揚資料常設展示』及びオープニングイベント開催の企画、運営、設置等業務委託」の委託料、平成24年度の役務費(2件)や平成23年度及び同24年度の扶助費(12件)の支出において、検査終了から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p>(地域福祉課)</p>	<p>履行完了確認後、債権者に対し請求書を速やかに提出するよう指導し、所属長が課内会議により適正な時期に支払いの処理を行うよう指導した。</p>
<p>(エ) 平成24年度「福岡市二次予防事業対象者把握事業委託(4月2日指令分)」(単価契約)外1件において、検査終了から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p>(地域保健課)</p>	<p>検査終了後は速やかに支払い手続きを行うとともに、債権者からの請求が行われない場合は速やかに請求の催促を行うなど、適切な事務処理について研修を行い、所属職員に周知徹底を図った。</p>
<p>(オ) 平成23年度「乳幼児歯科健康診査委託契約」(単価契約)において、検査終了から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p>(健康増進課)</p>	<p>委託料の支出については、履行確認後、債権者に対し請求書の速やかな提出を指導するよう所属職員に研修を行い、周知徹底を図った。</p>

(2) 農林水産局

監査の結果	措置の状況
<p>指定管理運営業務の執行に係る指定管理経費の会計処理について、必要な指導を行うよう注意を求めるもの</p> <p>指定管理者は、公の施設の管理を行う場合は、基本協定書及び実施協定書に基づき管理運営業務に係る経費を支出しなければならない。しかしながら、油山牧場及び背振牧場の指定管理者である一般社団法人福</p>	<p>指定管理運営業務の執行に係る指定管理経費の会計処理については、指定管理部門のほかに一般管理部門を設け、適正な会計処理を行うよう指示した。</p> <p>今後、指定管理者が行う業務に当たっては、基本協定書等を踏まえ、適正な指導を行う。</p>

<p>岡市乳牛育成協会は、基本協定書及び実施協定書に定める管理運營業務に係る経費以外を平成 23 年度の決算に計上していた。</p> <p>今後、指定管理者が行う指定管理経費の決算に当たっては、基本協定書等を踏まえ、会計事務処理について適正な指導を行うよう注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(農業振興課)</p>	
---	--

(3) 東区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>国民健康保険料還付金の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>国民健康保険料の還付事務において、資金前渡による窓口払いを行う場合は、福岡市会計規則等に基づき適正に行うようになっている。しかしながら、平成24年度の国民健康保険料の還付金について、相手方が外国人で急な帰国により資金前渡が間に合わないため、職員が還付金を一時立替えて支払っているもの(13件)があった。</p> <p>国民健康保険料還付金の資金前渡による窓口払いについては、関係課とも協議し、会計規則など関係法令に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(保険年金課)</p>	<p>国民健康保険料還付金の資金前渡による窓口払いについては、関係課との協議の結果、国民健康保険加入の外国人が帰国する場合など、やむを得ず緊急に窓口現金払いを行わなければならないケースが発生した場合に対応するため、平成25年3月22日以降、資金前渡による窓口現金還付用資金（東区においては5万円／月）を準備し、現在は適正な事務処理を行っている。</p>

(4) 中央区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>国民健康保険給付費の返還請求について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>国民健康保険給付費の返還請求において、請求後未納者については福岡市国民健康保険事務取扱要領で納入期限後 20 日以内に督促・催告を行うようになっている</p>	<p>未納者に対しては、監査実施後直ちに催告を行った。</p> <p>国民健康保険給付費の返還請求にあたっては、福岡市国民健康保険事務取扱要領に則り、適正な事務処理を行うよう課内会議を開催して所属職員に対し、周知徹底を図った。</p>

<p>る。しかしながら、督促・催告において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>国民健康保険給付費の返還請求に当たっては、関係法令等に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>(ア) 平成23年度及び同24年度の国民健康保険給付費の返還請求について、未納者に対して実査日現在(平成24年12月10日)まで督促や催告を行っていないかった。</p> <p>(保険年金課)</p>	
<p>(イ) 平成22年度以前に返還請求したものについて、長期にわたって滞納しているものがあるにもかかわらず、平成23年度及び同24年度に催告を行っていないかった。</p> <p>(保険年金課)</p>	<p>(ア)に同じ</p>

(5) 西区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>高齢者乗車券の出納管理について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>高齢者乗車券の出納管理に当たっては、交付状況の把握、現物の確認とともに帳簿の点検等、物品管理者及び担当者は、適時確認を行わなければならない。</p> <p>しかしながら、平成24年度の高齢者乗車券の出納管理において、在庫管理が適正に行われていなかったため、実査日前日現在(平成24年12月17日)の高齢者乗車券等受払簿(種別:チャージ券(3,000円))の残数(148枚)より現物の枚数(202枚)が多くなっていた。</p> <p>原因について調査し、高齢者乗車券の出納管理について、事務処理方法を見直すなど、早急に対策をとられたい。</p> <p>(福祉・介護保険課)</p>	<p>高齢者乗車券の出納管理においては、回収したチャージ券はシールを貼り付けることで使用済の処理を行い、新規分と回収分を目視で区別できるようにした。また、回収したチャージ券と新規チャージ券の保管場所を別々に確保し、チャージ券管理専任の職員によりダブルチェックして出納管理する態勢をとることとした。</p> <p>また、日々の出納管理については、出納確認簿を作成し、一日の出納後に出納確認簿に集計したうえで、在庫枚数と日々突合することとした。その上で、月末においては複数職員で在庫数を再確認し、物品管理者及び担当者において、交付状況の把握、現物の確認とともに帳簿の点検を行っている。</p>

(工事監査)

1 局別監査

(1) 東区役所

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 橋梁架設工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>県道志賀島和白線(志賀島橋)上部工架設工事 [No.2]</p> <p>(契約金額1億4,791万8,750円)</p> <p>本工事は、志賀島橋架け替えに伴う橋梁上部工の架設工事である。</p> <p>橋梁架設における主桁組立工の積算において、機械経費の緊張ジャッキ・ポンプの数量(日数)を誤って計上した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>適正な積算については、指摘事項を十分に認識して、今後は適正に行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>なお、設計・積算時のチェックリストの追加改訂を行い、チェック体制のさらなる強化を図った。</p>
<p>B 側溝工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>市道1下和白三苦線道路舗装工 [No.4]</p> <p>(契約金額5,393万100円)</p> <p>本工事は、道路のバリアフリー化を目的とした道路舗装工事である。</p> <p>側溝工の積算において、管渠型側溝用分水柵の製品単価については見積りを徴集して単価を決定していた。しかしながら、その積算において製品1個の長さが1mであるにもかかわらず、誤って2mとして1m当りの単価を算出した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>側溝工の積算においては、積算システムが改善されたため、今回のようなミスは発生しにくいと思われるが、製品の単価チェックについては、再度所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>産業廃棄物処理を適正に行うべきもの</p>	<p>産業廃棄物の適正処理については、平成25年度より特記仕様書へ産業廃棄物に関する条項を明示し、産業廃棄物管理票</p>

<p>の</p> <p>単価契約東区管内道路維持修繕（照明灯修繕）[No.11]</p> <p>（契約金額 704 万 8,954 円）</p> <p>本修繕は，東区管内の道路維持修繕（照明灯修繕）を行うものである。</p> <p>照明灯修繕で発生する撤去品は産業廃棄物を含んでいるが，仕様書に産業廃棄物処理の明示がなく産業廃棄物管理票等による確認ができなかった。</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によると産業廃棄物処理については請負業者の責務であるが，適正処理の確認をするとともに仕様書に明示すべきであった。</p> <p>今後は，適正な施工に努められたい。</p> <p>（維持管理課）</p>	<p>（マニフェスト）による確認を行うこととした。</p>
--	-------------------------------

(2) 博多区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>施工において，次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>産業廃棄物処理を適正に行うべきもの</p> <p>単価契約博多区管内道路維持修繕（照明灯修繕）下期 [No.14]</p> <p>（契約金額 1,020 万 6,000 円）</p> <p>本修繕は，博多区管内の道路維持修繕（照明灯修繕）を行うものである。</p> <p>照明灯修繕で発生する撤去品は産業廃棄物を含んでいるが，仕様書に産業廃棄物処理の明示がなく産業廃棄物管理票等による確認ができなかった。</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によると産業廃棄物処理については請負業者の責務であるが，適正処理の確認をするとともに仕様書に明示すべきであった。</p> <p>今後は，適正な施工に努められたい。</p>	<p>産業廃棄物の適正処理については，平成 25 年度より特記仕様書へ産業廃棄物に関する条項を明示し，産業廃棄物管理票（マニフェスト）による確認を行うこととした。</p>

(維持管理課)	
---------	--

(3) 中央区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p style="text-align: center;">桁座拡幅工の積算を適正に行うべきもの</p> <p style="text-align: center;">柳橋耐震補強工事その1 [No.5]</p> <p style="text-align: center;">(契約金額 1 億 5,422 万 9,250 円)</p> <p>本工事は、炭素繊維接着等による橋梁の耐震補強工事である。</p> <p>耐震補強対策として橋梁上部の桁を設置している橋台等の桁座拡幅を行うため、橋台等に設置している落橋防止装置(鋼製ブラケット)を撤去する必要があることから、日本建設機械化協会が発行している手引きを参考に積算を行っていた。しかしながら、その積算において日当り施工量の適用を誤った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(維持管理課)</p>	<p>工事の積算については、土木工事標準積算基準等に基づき適切に行うよう所属職員に対し指導を行うとともに、課内研修を開催し十分な精査態勢の確保についての周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 契約において次のような不適切な事例が認められたので注意すべきもの</p> <p style="text-align: center;">積算及び契約事務を適正に行うべきもの</p> <p style="text-align: center;">市道千鳥橋唐人町線道路改良工事(第9工区) [No.1]</p> <p style="text-align: center;">(契約金額 9,689 万 5,050 円)</p> <p>本工事は、車道の再整備及び歩行者空間のバリアフリー化を行う道路改良工事である。</p> <p>歩道舗装工の路盤工については単価に誤りがあったとして修正し請負代金の変更を行っていた。しかし、請負代金額の変更は、契約書において契約図書の内容変更などが対象になると定められており、工事内容の変</p>	<p>設計積算業務については、十分な精査を行うよう、また、設計変更については、契約書の規定を踏まえ、適正な事務処理を行うよう、所属職員に対し周知徹底した。</p> <p>また、今回の工事監査における指摘事例をテーマとした課内研修を実施し、所属職員の知見の向上を図った。</p> <p>さらに、8月上旬実施の「平成25年度 会計・契約・工事(委託)事務従事者研修」に関係職員を参加させた。</p>

<p>更に関わりのない単価について変更を行ったことは、不適切な契約変更であった。</p> <p>今後は、適正な積算及び契約事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">(地域整備課)</p>	
--	--

2 道路照明灯修繕（単価契約）に伴う産業廃棄物について（意見）

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>各区役所において、道路維持のために照明灯の修繕工事を単価契約で発注している。その契約内容は照明灯の寿命や故障による機器類の取替等であり、撤去された機器類は産業廃棄物として処理する必要がある。</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によると、建設工事に伴う産業廃棄物の処理については請負業者にその責務があると規定され、適正に処理されたかを確認する方法としては請負業者の保管する産業廃棄物管理票(マニフェスト)によるものとされている。</p> <p>しかしながら、単価契約の照明灯機器類は産業廃棄物として処理する必要があるにもかかわらず、適正処理の有無が不明なものとなっていた。その原因は、一部を除いて単価契約の請負業者が産業廃棄物管理票を保管していないこと、各区役所の単価契約の仕様書に産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関する諸事項が明示されていなかったことなどが考えられる。</p> <p>産業廃棄物処理は環境保全の基本的事項であり、道路照明灯修繕（単価契約）における産業廃棄物の処理について、仕様書に明示するとともに適正処理の確実な確認を図られたい。</p> <p>(西区役所を除く各区役所の維持管理課、西区役所の土木第1課・土木第2課)</p>	<p>産業廃棄物の適正処理については、平成25年度下期より特記仕様書へ産業廃棄物に関する条項を明示するとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）による確認を行うこととした。</p> <p>また、産業廃棄物の処分・運搬費用についても平成25年度下期より単価契約にて計上することとした。</p>



### 3 テーマ監査

#### (1) 保健福祉局

監査の結果	措置の状況
積算根拠が不明なもの、契約図書に不備のあるものなど不適切な委託が見受けられた。 今後は、適正な事務処理に努められたい。	複数の業者からの見積り徴集、アセットマネジメント推進課の積算プログラム活用などにより、適正な積算を行った。 また、契約図書についても条文の改訂を行うなど適切なものに改めた。

#### (2) 中央区役所

監査の結果	措置の状況
積算根拠が不明なもの、支払いまでに長期日数を要していたものなど不適切な委託が見受けられた。 今後は、適正な事務処理に努められたい。	積算根拠が不明なものについては、業者からの見積りを徴集し、積算することとした。 支払いについては、工事完了後、債権者からの請求が行われない場合は催促し、速やかに支払いの事務処理を行うよう、所属職員に対し周知徹底を図った。